

平成 19 年度 高知県環境審議会 会議録

日時：平成 20 年 2 月 7 日（木） 10：00～12：00

場所：高知会館 2 階「白鳳」の間

○司会（塚本補佐）

定刻になりましたので、ただ今から「平成 19 年度高知県環境審議会」を開催いたします。

本日の会議は、審議会の委員 25 名のうち、現在 18 名の委員にご出席をいただいておりますので、審議会条例第 6 条によりまして、本会議が成立することをまずご報告させていただきます。

開会にあたりまして、文化環境部長、長瀬のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

○長瀬部長

皆さまおはようございます。文化環境部長の長瀬でございます。当審議会の委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい立場におられます皆さま方でございますが、審議会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。またそれぞれの部会では、専門的な知識をもってご審議やご議論を広げていただき誠にありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

言うまでもないことですが、この審議会は環境基本法、自然環境保全法を根拠といたしまして、各都道府県に設置されている会でございます。その中で、これから上りますいろいろな議題をこなしていただくこととなりますが、本日セットしておりますのが、1 点目は新規事項といたしまして、高知県の公害防止条例等の見直しについてご審議いただくことになっております。また、そのあと報告事項といたしまして、各部会のほうから、これまでの経過、それから報告等についてご報告をいただくという手順になっております。ぜひ熱心なご議論を賜りたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

さて、この場をお借りしまして、文化環境部、特にこの環境、自然保護といった分野での取り組みを 1 つ、2 つお話をさせていただきます。

まず 1 点目は、地球環境の問題でございます。地球の温暖化防止というのは、皆さまご存知のとおり世界的な課題となっております、日夜、新聞紙上を賑わせております。その中で高知県としましても、地球温暖化対策地域推進計画を作り取り組みを進めてきておるところでございますが、今年度、その見直しを行う予定にしております。

その計画の見直しの中身でございますが、大きく申し上げますと、1 つは温暖化対策における京都議定書がございます。私どもの県は、京都議定書の内容を遵守する県ということを表に大きく題しており、部門別の温室効果ガス排出状況を把握した中で、この京都議

定書の内容をできるだけ他県にも先駆けてといいますか、負けないように早く達成するために、推進するための計画、数値の見直しも行っていきたいと思っております。

その中で特に高知県はご存知のとおり森林県でございますので、森林の吸収ということ、CO₂の吸収の期待をもたらすことや、それから近年高知県におきましても、大変増加をしております民生部分での排出量の問題、これの削減をどういうふうにしていくかということとを大きな課題として、取り組もうということにしております。その中で、基準面から超えまして－6%という目標を設定しまして、皆さん県民の一人一人の力をお借りてこれを進めていこうと思っております。

そういうことございまして、今年はそういった皆さん、県民の一人一人の力をお借りしながらCO₂の削減に努めるということで、県民会議を施行するということを予定しております。これが私どもとして、一つ大きく取組んでいかなければならないことだろうというふうに思っております。

また、環境分野、自然保護の分野で言いますと、今年は牧野植物園がちょうど開園 50 周年を迎えることになります。この 50 周年を記念いたしまして、今年の 4 月から 6 月までの 3 カ月間、牧野植物園、竹林寺、五台山の展望台を含めます公園区域におきまして、花を飾りましたイベントを行うことにしております。3 カ月の間には、牧野植物園の園内でさまざまな植物を展示もいたしますし、それから今改修といいますか、リニューアルをしております南園の整備が、3 月には終わります。その中で、いろいろなイベントを段取っております。

このような形で環境、そして自然保護といった分野では、いろいろな取り組みを進めております。私どもが皆さまのお力を借りてやっております環境行政は、今、複雑かつ大変な時期に差ししかっておりますが、おかげさまでもちまして全国でも高知県は環境、それから自然というものに恵まれているんだというふうな評価をいただいております。この部分をみんながさらに進めて、われわれの高知県、住まいする高知県が本当に自然環境に恵まれた素晴らしい県であるということを誇りにしていくような行政での取り組みをわれわれもしていかなければなりません。そうするためにも、基本的な考え方、方向性というものもみんなが確認して明らかにしていく必要があります。そういう意味もありまして、皆さま方のお力添えを今後とも賜りつつ、県の環境行政といったものを進めてまいりたいと思います。どうかよろしく願いを申し上げます。誠に簡単でございますが、冒頭のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（塚本補佐）

それでは、議題についてご審議をお願いしたいと思います。その前に資料の確認をさせていただきます。先日送付をいたしました会議資料ですが、お手数をおかけしますが全資料の差し替えをさせていただきます。申し訳ございません。

「諮問書」と資料番号 1「高知県環境基本計画の見直しについて」、資料番号 6「高知県

指定希少野生動植物の指定について」が追加資料となっております。また報告事項につきましては、それぞれ答申の写しを配布をさせていただきました。

それでは審議会条例第6条に基づき、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、岡村会長さん、どうかよろしく願いをいたします。

○岡村会長

皆さん、おはようございます。皆さま方のご協力をいただきながら、議事を円滑に進めていきたいと思ひます、よろしくお願ひいたします。

そして審議に入ります前に、会議次第3の会議録の署名委員の指名を行います。運営規程によりまして会長が指名することになっておりますので、私のほうから柴委員さんと横川委員さんにお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、会議次第4によります、部会へ付託しようとする諮問事項の審議に移ります。諮問事項については執行部から審議会への諮問をお願ひをいたしたいと思ひます。

○長瀬部長

19 高知環第 923 号、高知県環境審議会様。高知県公害防止条例の見直し、並びにこれに関連する騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域、規制方法の見直しについて、公害防止条例第7条第2項の規定に基づき諮問します。平成20年2月7日、高知県知事尾崎正直。

どうぞ、よろしくお願ひをいたします。

○岡村会長

ただ今諮問されました、「高知県公害防止条例等の見直しについて」について、審議をいたします。まず、執行部からこの趣旨説明をお願ひいたします。

○小田企画監

清流・環境課の小田でございます。ただ今部長から審議会長のほうにお渡しをいたしました諮問文章が、1 ページ目に掲げられております。資料をご覧になっていただきたいと思ひます。

その1枚をめくっていただきますと、趣旨説明がございます。昭和40年代、公害が大きな社会問題となったことから、国において大気汚染防止法等の関係法令が整備され、各都道府県ではいわゆる公害防止条例を定めて、これら法令を補完し、対策を進めてきました。高知県では、昭和45年に公害防止条例を制定し、また昭和47年から順次、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域等を定めています。これらは、施行されてから30年以上経過したものもあり、アスベストや土壌汚染などの新たな環境問題や環境に係る事故、苦情等への適切な対応、県民への一層の情報提供の推進、条例や規制地域・規制

方法のあり方などについて、市町村や県民の意見も聞きながら、抜本的な見直しを行うために諮問を行い、調査、審議をお願いするものです。

○岡村会長

小田さん、どうぞ。

○小田企画監

はい。次のページに、より詳細な説明をしております。

1 番につきましては、今の趣旨説明と同じでございます。

2 番の背景のところでございますけれども、これまでは事業活動に伴って発生します工場などを原因とします産業型公害を対象にいたしまして、法令による公害規制や事業者の自主的な環境対策により、従来型の課題は順次減少してきていますけれども、公害防止条例制定後、既存の大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの改正や、ダイオキシン類対策特措法、フロン回収破壊法、土壤汚染対策法など、新たな法令が近年かなり整備されまして、これらとの整合を図っていくことが重要となってきました。また環境基準につきましても、順次、項目の追加、再評価などがなされております。

また、騒音規制法等に基づく規制地域も指定後、時間が経過いたしまして、土地の利用実態、居住の実態など、住宅団地の開発もございまして実態と合わない地域が生じていることや、市町村合併に伴う全体的な見直しが必要となっております。

3 番、現在の公害防止条例等の課題でございますけれども、条例では環境基本法に定めます典型 7 公害の防止を目的としまして、粉じんや騒音を発生する施設を特定施設として届出対象にしておりますけれども、粉じんについては規制基準が定められてないという実態になっております。また、条例では悪臭の防止勧告、深夜の静穏保持、拡声放送の制限などの規定がありますが、具体的な判断基準が定められておりませんので、施行に当たって、難しいものも出てきております。

それから近年、各県におきまして、都市圏からの建設残土等の搬入による土壤汚染の懸念が生じています。高知県におきましても、近畿圏、関東圏から建設残土等が搬入される気配等もありまして、土壤汚染の未然防止を検討していく必要があるのではないかと考えております。

騒音規制法による地域指定は、指定当時の土地利用状況に応じて基準、この基準というのは第 1 種から第 4 種の 4 区分の基準がございしますが、新たな住宅団地等ではその基準がかかってない、地域指定がされてないといったようなことで、騒音問題を回避するための基準が適用できないといった実態がある、といったことも生じております。

また、本県では悪臭防止法について、20 数種類の物質ごとの濃度の規制で対応してきておりますけれども、この方法では規制に至らず、問題が解決できない地域があります。要するに物質ごとの濃度を測定して、濃度ごとに決まっておる基準によって規制するという

方法ではなかなか対応できない部分がありますので、難しい点があるということでございます。

この、騒音、振動、悪臭については、一切の規制事務は市町村に委任されておりますので、市町村長が事務を行っております。県は、その規制基準の設定、規制地域の指定、規制方法の指定等の包括的な事務を行っているといったような実態になっております。

4 番、条例等の見直しの基本的な考え方ですけれども、ここに防止条例が基本的に法の規制に関連してそれを補完する形で、いわゆる上乘せや横出しを行いまして、また地域の実情において規制をしていくというものであります。条例の対象とする範囲を定めた上で、現在の特定施設で必要のないものは除き、また必要なものはここへ入れていくと。それから、規制区分の規制、基準等の妥当性を検討する必要があるのではないかと思います。

土砂の移動につきましては、土壌汚染対策法という国の法律は平成 15 年にできておりますが、行政の立ち入りや調査、撤去等の権限が限定されておりまして、後追いの対策をするという状態の法律になっております。他県の事例を参考に、未然防止の観点からの一定の対応が求められているのではないかと思います。ただ、土壌汚染対策法も国では改正する方向で検討中ですので、それとの整合も検討する必要があると思います。

また、アスベスト問題では健康影響が数十年後に発現するため、各種調査結果等の長期間の保存が必要と考えられ、その根拠を条例に求めることも考えられています。いわゆるアスベスト台帳を整備して、情報をきちっと管理していくといったようなことでございます。

このほか、光の害、これは奇抜な色彩の害も含まれると思いますけれども、近隣騒音など、典型 7 公害以外の身近な環境問題への対応も検討する必要があると考えられます。

騒音規制法等による規制地域につきましては、市町村の意見を踏まえた上で、現在の規制地域の拡大、地域の見直し、規制区分の強化が検討される必要事項があると考えられます。

また、悪臭対策につきましては、一部、または全市町村で、より人の感覚に近い臭気指数、これは実際人が感応試験を行って、臭気指数を出しまして、それによる規制を検討するということが必要と思われます。

5 番でございますけれども、執行部が一応素案として持っておりますスケジュール案ですが、今年の 5 月から生活環境部会で 2 回程度ご審議をお願いいたしまして、秋頃、パブリックコメント、11 月頃、答申案の取りまとめをしていただく。そして来年の、この審議会で最終の答申をいただきたいというのが、私たちのスケジュールの案でございます。

続きまして、付属の資料について簡単に説明します。現在の公害防止条例は資料 1 として添付してございます。資料 2 に、この公害防止条例の改正の経過を掲載しています。抜本的な改正というのがなされておられません、ほかの法律でありますとか、例えば環境基本条例を制定したときに、それに伴って修正をした、高知市が中核市になって公害の事務を高知市がやるようになって改正をしたと、そういった微調整の修正だけでございまして

て、ぜひともこの機会に抜本的な見直しをご審議いただきたいと思うわけでございます。

資料3におきましては、騒音、振動、悪臭規制の法律の地域指定の状態について掲載しております。騒音については、今の市町村の数で13市町村が地域指定をしております。振動については6、これは騒音と振動は同じ施設から発生することが多いので、振動だけを規制するということはありません。それから悪臭については、すべての市町村、34市町村で地域指定をやっておりまして、規制の厳しい、緩いは2段階、2種類の地域に分かれております。県のすべてが、最低でもその規制の緩いほうの地域に入っておって、人が多数居住しているところは一般的に規制の厳しいほうの区域に入っておるといったような状態になります。騒音、振動、悪臭については先ほども申しましたように、実際に規制事務は市町村が行っておるわけでございます。

それから、資料4でございますけれども、この防止条例だけでなく、ほかの県条例との関連がございますが、ここの資料4に、本県の環境関係条例の一覧を載せてございます。3番の生活環境分野での条例の1つとして、公害防止条例があるということでございます。

それから、資料5でございますけれども、ほかの県の土砂の埋め立て規制等の条例の設定状況を掲げております。この土砂の埋め立てだけを内容とする条例を定めておるところと、徳島県のように生活環境保全条例の中の一部として、この埋め立て規制があるところがございます。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

○岡本会長

ありがとうございました。諮問事項の提案の趣旨と、これまでの事業、派遣事業等についての追加の説明をいただきました。ただ今の説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。はい、依光さん。

○依光委員

資料1の定義のところ、これは前の防止条例のことですけれども、この汚水の問題になります。これは工場から、特定施設という限定工場とか事業所と施設というところからの汚水廃液というのがありますけれども、これで例えば、川によっては農業濁水、河川汚濁が、近年特に現象が起きているんですけれども、これは枠組みから言ったら水濁法とか水質汚染防止法そちらのほうになると、こちらのほうには入らないのでしょうか。

○小田企画監

資料4の条例の一覧表をご覧になっていただきたいんですけども、水質汚濁防止法という国の法律がありまして、それをうけてその4番、清流保全の分野の中に高知県清流保全条例というのがございます。その水質汚濁防止法と清流保全条例がセットになっています。河川の汚濁等に対処する規制を実施しておりますけれども、その農業の、代かきなどの排

水については、規制がないといったような状態でございます。それを基本的に公害についてというのは、事業活動に伴って発生する水質汚濁規制というのが基本的な考え方になっておりますので、生活排水でありますとか、農業排水については今のところ規制でなくて、別の方法を取らざるを得ないといったような状態になっています。

○依光委員

現状を見ていただければ、ほとんど事業所と同じような行為によってそれが発生してるわけですから、ですので、その問題を何らかの形で、今のところそういう規制の措置がないとすれば、これでやるのか水濁法のほうでやるのか分かりませんが、何らかはやらないと、県下の河川環境は著しく悪化してその一つの要因になってますので、その点、これは実は、農業構造改善事業以降に起きてる問題なんです。構造改善やって、水の利用の循環の仕方が浄水道的なものと、それから排水を持つ下水というような形で、それが全部川へ流れ込んで、それが春先の稚魚の遡上を完全に阻害しています。ですので、そういう面から水濁法の延長でやるのか、またこちらでやるのか。私どもが公害と同じような感覚でというに聞いておりますので、その辺も枠組みでやれるかどうか分かりませんが、検討していただければ幸いです。

○小田企画監

ほかにも、例えばいろいろな土砂の堆積場からの濁水であるとか、肥料の堆積場からの濁水であるとか、そういった土地からの濁水というのがありまして、その辺は確かにご指摘のようにどう取り扱っていいかといった部分がございますので、また、生活環境部会に付託していただいたその中身の議論の中でさせていただきたいと思っております。

○依光委員

その際に、春先とかの実際にやられてるところを、できるだけ現場を見ていただければその実態が分かると思います。というのは、ひどい時には、ある用水路からの濁度が 900 というような、これは 900 mg/l、つまり 1 l の水の中に 90 g もの土砂が入って、それが川に流れ込んで、それがアユなんかの天然遡上を阻害していると。それから、川を泥もつれにして、極めてひどい状況を、これいろんな川で、安田川なんか物部川なんかあちこちでそういう現象が起きています。それから上流域でもそういうことが、農業構造改善以降そういうことが起きて、非常に川を汚濁している原因になっています。これは BOT とかああいうものでは出てくるものではなくて、現在型の僕らは公害というふうに思っています。その点も、できれば視野に入れて検討していただければ幸いです。

○岡村会長

はい、ありがとうございました。今の提案は、公害防止条例の枠を超えているという部

分もあるわけですね。枠組み自体をどうするかという、今の規制の在り方を全体を含めて、少し検討をお願いしたい。公害の、今の趣旨説明のなんかとはすごく別の大きな問題だと思います。これに入りきらないところですが、ご検討よろしくをお願いいたします。

○岡本清流・環境課長

今、お話になった内情は非常に大きな範囲の問題でございますので、今後、市が中で、議論をすべき内容か、あるいはこれまで出た諮問書にある内容含めまして、支援していただく。

○岡村会長

ご提案どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。はい、横川君。

○横川委員

一点、お伺いしたいんですが、今お話で建設残土の県外からの申し込みの気配というふうにおっしゃったんですが、気配というのは具体的に何か計画があるのかということと、そういったものに対して、現在の条例の体制はどういうふうな対応をしてくれるというふうを考えるべきなのかどうかということです。

○小田企画監

最近の事例では宿毛の港湾のほうに、神奈川県との医療関係の施設だったと思いますけれども、そこに建設現場からの掘削土砂を船で搬入して、宿毛の多分、農地の休耕地みたいなところだと思うんですけど、そこへ埋め立てようとする事案もございました。港湾部局のほうで港湾の管理規則を改正して一定の手続きを、何らの制限なしに土砂を持ち込めないように事前にその土砂の分析をさすとか、そういったような一定の制約を課す、港湾部局での規則改正も出てますけれども。

そのわれわれの環境サイドでの問題だなと思っているのは、非常にその発生地が遠うございますので、その辺、土砂の出どころの確認、その土砂たるものに汚染物質は混入していないとか、そういったものの確認ができるような、そういった環境サイドでのことも必要ではないかと。県外からの土砂の搬入につきましては、だいぶ以前から、例えば大阪の地下鉄工事からの掘削土砂を室戸方面へ持ち込もうとか、いろいろ事あるごとに起きては消えみたいな感じにあります。ですからその辺、環境の土壌汚染の未然防止という観点で何らかの規定があれば、われわれのサイドからすれば、より望ましい方向に行っているのではないかなんと思っておるところでございます。

○横川委員

ありがとうございます。土壌汚染、県内でもすでに問題になったケースもございますし、

持ち込まれてたら大変なことになるので、ぜひ未然防止の観点を強く打ち出せるようなご申答をお願いします。ありがとうございました。

○岡村会長

香川県はゴミ問題に大変な、全国的な問題がありましたが。資料を見せていただくと、都市圏の周辺あるいは名古屋、大阪、東京ですね。四国では、徳島と愛媛は何かそういう関する規制法がある。香川はないですね、香川は別途ですかね。

○小田企画監

香川は、資料5には載せておりませんが、別の観点から土砂の量を規定して、大量の土砂を埋め立てする場合には、その搬入ごとに届け出が要るといったような規定を別の条例で設けてます。

○岡村会長

はい、ありがとうございました。一色委員、お願いします。

○一色委員

依光委員さんのご発言に関連しますけれども、今回認められた諮問事項が条例等の抜本的な見直しということになります。

で、資料の4に、本県の環境に係る一覧というのはございますけれども、諮問の趣旨説明等お伺いしますと、やはり単純に、規制という観点からだけではなく全体としてどういう形で、環境の保護、それから環境保全のためのさまざまな施策を指定をしているのかという観点から見直しの必要があるという、そういう指摘がされておりますので、やはり単に、この1つの条例をどういうふうに新しくしているのかということだけではなく、全体の枠組みをどういうふうにまず固めた上で、それぞれの条例はその中で一体どういう位置付けなのかということ、もう一度整理をし直すという作業が多分必要になるんじゃないかというふうに思います。

そういう中で、ここにありますような、規制がきちっと書いてない部分をどうするかというのを位置付けていくというような改正する必要があると思いますので、例えば、今後の審議につきましても、そういう観点から一定審議をしていただきたいと思いますし、条例の一覧につきましても、単にその一覧ではなくて、それぞれが一体どういうふうな関係なのかとか、それぞれ条例がこの法令とどういう関係になるのかということ、もう少し分かりやすい形で作成をしてあげたら審議が進むのではないかと思います。

○岡村会長

はい、ありがとうございました。この問題については、水環境部会でも、ほとんどの数

年前からこのような状況で委員等からご報告もございますし、総合部会も報告があったと思います。かなり長期的な問題意識を皆さん持っていらっしゃると思いますので、適切な検討をお願いしたいと思います。

ほかにごいませんか。それではないようですから、一応、本案件は生活環境部会へ付託することといたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○岡村会長

なお、生活環境部会へ付託した案件につきましては「高知県環境審議会運営規程」第6条第3項の規定によりまして、「部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議をすることができる」というようになっておりますので、部会に付託した案件につきましては、部会の決議をもって審議会の決議にすることといたしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは生活部会の会長さん、内田さん、よろしくお願いします。

続きまして、会議次第、第5の「報告事項」に移ります。

まず、報告事項のカッコ1「総合部会の審議について」は、総合部会長の内田委員から報告をお願いいたします。

○内田委員

それでは報告をさせていただきます。ちょっと風邪をひいていまして声がお聞き苦しいかと思いますが、ご容赦お願いいたします。

高知県環境基本計画の見直しにつきまして審議をしております。審議の経過、資料1をご覧ください。平成19年度第1回の総合部会を平成19年6月の14日に開催いたしました。その中で(1)にありますように、第9次鳥獣保護事業計画の変更について、そして(2)、高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画の変更について、以上の諮問事項につきまして、「環境基本審議会運営規程」第6条の規程によりまして、総合部会で協議の上、自然環境部会に付託いたしました。また後ほどご報告があるかと思っておりますので、割愛させていただきます。

次ですけれども、(3)です。次期高知県環境基本計画の策定につきまして、ただ今継続審議中でございます。主な意見といたしましては、基本計画の位置付けを明確にするべきという意見です。内容ですけれども、基本計画は現在の技術ではできないけれど、将来それを目指すという性格もあると思いますが、今回の3年間という短いスパンの基本計画では、より着実に実施が残せる期間ということもあり、緊急性や施策効果の高いものを中心とした計画として、長期的な目標年次、これは2025年になりますけれども、それに向けた何回かある計画の最初のステップの位置付けになるのかという、そういう意見がありました。

次ですが、計画をインパクトのある分かりやすいものに、県民に知らせるべきということですが、計画が県民に知られてないと県民を巻き込むことができないので、インパクトのある事業が大切というご意見がありました。県民に分かりやすい伝達の仕方での計画にすべきというご意見もありました。

長期的な到達目標と、3年間の具体的な事業とのつながりがやや弱いのではないかと意見がありました。前の環境基本計画において、目標年次を2025年度としておりまして、その長期目標と今回の3年間の基本計画の中で、制定されている具体的な事業とのつながりがつかみにくいという意見がありました。これはまた、今後審議としていくことになります。

計画のフォローアップ体制を強化すべきということで、この3年間でPDCAがまわるのかという、それができるのかという件についてもご意見がございました。施策の数値的な分析、シミュレーションも必要だということに関しましては、施策に関する、例えば二酸化炭素の排出量など、数値的なバックデータを持っておくことが県民が目標に向けて行動するインセンティブになるのではないかと、そういうご意見もいただきました。

そして、県がリーダーシップを取り、率先して進めるという姿勢が重要じゃないかということで、県庁が最大の雇用組織なので、環境への対応も率先して本気の行動を県民に見せること、行動する人口を増やしていくことにつながるのではないかとご意見がございました。

本当に多くの意見をいただいております。今後の予定としましては、進み方がずいぶん遅れてはいますけれども、実は本日第2回目の総合部会を開催いたします。その中で継続審議をしていくということになると思います。本日以降に2回目の審議会を開催しまして、パブリックコメントを実施の上、本年度中に計画策定を予定しております。以上です。

○岡村会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

特にございませんか。この後もまたすぐございます。

それでは次に移らせていただきます。報告事項(2)です。「水環境部会の審議について」は、水環境部会の山崎委員から報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山崎委員

水環境部会委員の山崎です。環境審議会会長が水環境部会長を兼ねておりますので、私のほうから報告させていただきます。

水質汚濁防止法第16条第1項に基づく水質測定計画については、高知県環境審議会運営規程により、水環境部会付託事項になっており、平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、平成19年1月26日午後開催されました、第4回水環境部会で審議

を行いました。前年度との大きな違いはなく、18年度に整理した地点について継続して調査をするというものでした。審議の中で水質を数値的評価だけで見るとはではなく、生態系や住民の生活、ゴミ問題などの身近な視点で評価することなどが求められました。計画につきましては原案どおり決議され、答申し、本年度の測定が実施されています。また事務局からの部会報告事項として、物部川清流保全計画策定及び仁淀川清流保全計画見直し作業と、進ちょく状況についての説明がありました。報告事項についての質問はなく、審議を終了いたしました。

以上、昨年の第4回水環境部会の状況をご報告いたします。

○岡村会長

はい、ありがとうございます。ただ今の部会の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、次の報告事項3に移らせていただきます。「自然環境部会の審議について」、自然環境部会の部会長の依光委員から報告をお願いします。

○依光委員

自然環境部会の依光です。資料3について報告したいと思います。

先ほど、委員からありましたように、6月14日に諮問を受けまして、それから「第9次鳥獣保護事業計画の変更について」の審議を行いました。その内容につきましては、有害鳥獣捕獲に関する事項を変更するもので、2のところに、2の①、禁止猟法として「くくりわな」の輪の直径が12cmを超えるものは使用不可とありますが、この規制を緩和し解除することです。②のところで、イノシシ、シカ、ハクビシン、サルの捕獲頭数の規制緩和、表に変更後の許可基準がありますが、このようにほとんど制限なしに変わっております。これはご承知のように、有害鳥獣が大変な農林作物被害を、そういう問題が深刻化した中でこういうことが起きています。これについて審議した結果、妥当であると認められましたので、原案のとおり適当である旨を答申いたしました。

続いて、次のページで資料4が、「ニホンジカの保護管理計画の変更について」です。これは19年1月26日に本審議会へ諮問を受けまして、このような日程スケジュールで審議、答申を行っております。内容については2にありますように、狩猟に関する事項については、先ほど全体のほうの中でご説明しましたように、ニホンジカも①で禁止猟法の規制緩和ということで、「くくりわな」の輪の直径が12cmを超えるものの規制がありましたけど、それが解除になったということです。ただし、大豊町東部から香美市北部の国有林、山嶺山系を中心とする国土ですけど、ここには希少種のツキノワグマが生息しているので、ここの部分は規制緩和はしないということが付帯条件になります。

それから②が捕獲頭数の規制緩和です。「1人1日2頭（メスジカ1頭を含む）」というのを「制限なし」になりました。メスジカについては、平成19年6月1日付で狩猟解禁と

なりました。

それから③ですが、狩猟期間も「2月末日」であったものが「3月15日」までに延長になりました。

それから④が1、2、3の区域拡大ですが、「県の西部地域と東部地域に適用」していたもの、これはニホンジカの3区分がありまして、西部地域と東部地域が非常に深刻な被害があって、中部地域や中央部はさほど計画を立てた時点では大した被害、生息頭数もそれほどなかった、それで適用してませんでした、これを最近の調査では非常に全域にまたがって増えているということで、「県内全域」になりました。これについて審議した結果、妥当であると認められましたので、原案どおり適当である旨を答申いたしました。

次に資料5ですが、「高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画について」の変更。これも、1が審議の経過で、昨年6月14日に諮問を受けまして、それから公聴会をやって、8月15日に審議、答申いたしました。内容ですが、2にありますように、①は禁止猟法の規制緩和で、これも先ほど来、出てる「くくりわな」の規制緩和の解除です。これもニホンジカと同じように、大豊町東部から香美市北部の国有林のツキノワグマの生息地域は除きます。それから、狩猟期間につきましても「2月末日」から「3月15日」までに延長になりました。これについて審議した結果、妥当であると認められましたので、原案どおり適当である旨を答申いたしました。

引き続き、資料6ですが、「高知県指定希少野生動植物の指定」についてです。この1の審議の経過では、昨年の本会で諮問を受けまして、このようなスケジュールで審議、答申しております。内容としては、高知県内に生息・生育する希少野生動植物のうち、存続に支障をきたすと判断される種、11種ですね。哺乳類1種、魚類4種、甲殻類1種、貝類1種、植物4種について、「県指定希少野生動植物の指定」を行います。これについては、資料の次のページにあります。これについて審議した結果、妥当であると認められましたので、原案どおり適当である旨を答申いたしました。

以上で自然環境部会からの報告です。

○岡村会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何かご意見とかございませんでしょうか。

○依光委員

すみません、資料は一部と申しました、これが全部ですね。失礼しました。

○岡本会長

はい、どうぞ。

○ ○○委員

事務局に1つお聞きしたいのですが、まず、県指定の希少野生動植物の指定についてなんですが、3の(2)、所持等の禁止とありますがね。これ例えば、リストをみますとシマドジョウとかいろいろ入ってるんですが、県外で捕ってきたと、そういう県外産との区別をどういうふうにつけていくのかを、ちょっとお聞きしたいのですが。

○中尾課長

自然共生課でございます。

今、高知県の自然保護条例でございますが、高知県内に生息している動植物の保護が基本的にメインになっているのですが、こういうとき、そういうお話ございまして、県外等から持ち込まれて飼育とか、実際に飼っておられるということも場合によっては出てくると思いますが、そこら辺りは、具体的にケースを当たって話をお聞きして、その県外のところもこういった今全国で24府県ぐらい保護条例を持ち合わせております。そういった県外との連絡を取りまして、そこで規制されているものであれば、やはりその自治体と連絡取りもって、いろいろ規制するなり、指導せないかんと思いますが、そういった、ない場合に県内に持ち込まれてマニアが捕獲というか飼育したり、いろいろ売買しているということがあれば、具体的に当たってその出どころをやっばりお聞きすると。

基本的には高知県内に住むものですが、やはりそこら辺り、県と一緒にそういうことは具体でやってると思いますので、それが、ちょっと当たってみていろんな対策をせないかんと思いますけれども、基本的にはそれが即その、これ罰則を伴う事情などもございまして、そこら辺、手順難しいですので、まずは部会の調査情報を得て、県外から持ち込んでおったら高知県は即罰則かかるといふことのないとは思いますが、そこら辺りはちょっとこれからの一つの大きな検討課題で、まずは具体の捜査をしていきたいと思えます。具体にはこれから先、いろいろなところが、許可申請に当たるとかいうようなことはございませぬけれども、これから長い目で見るとこういう事例も時々見れるんじゃないかというふうに思っております。

○ ○○委員

飼育してるものは、所持している人に具体的に話を聞いていくということなんですが、要するに抜け道がたくさんあるということになってきますので、一つの方法としては、例えば移動性の少ない植物、生物に関しては、その地域独特の遺伝子というのを持っていると思うので、やはり高知県産のDNAの解析というのをきちっとやって、データとして持っておいて、疑わしいものはDNA解析して果たして高知県産なのか、それ以外のものかということも一つの方法だと思いますね。そういうのも検討していきたいと思えます。

○中尾課長

はい。そういった専門的なことにつきましてはこれから一つの課題だと思っておりますので、またいろいろなご指導とかご援助、いろいろな情報をお聞きさせていただいて、またやっていきたいと思いますので今後ともよろしくお願いします。

○岡村会長

はい、ただ今の説明。ほかにございませんですか。依光さん。

○依光委員

部会長がこういうことを言うのも何ですが、実は、私はこの希少野生動植物種の指定、この審議会に出てくる前の段階というか、これの基になっている条例の制定のときも、委員長をやらせていただきました。それからその後の、基本方もやらせてもらいました。

それで、次のステップとして、この6-1の希少野生動植物の選定があって、その選定は、ワーキング・グループと思ってたんですが、その検討委員会ですべてが決まっていって、手続き上、去年までは委員会ではないかもしれませんが、その基本方針をされた委員会が存続しております。そういう委嘱を受けたものがあります。けれども1年半以上開かれずじまいで、いきなりこういう審議会へ、部会で出てきます。そこに原因が一つあるかと思います。

それで、基本方針立てたときの基本的な理由の一つに、生息地保護というか、そういう公的な部分を設けようというようなことがあって、そういうこともあまり反映してられない。それで審議会でもその点多少議論しましたが、この点については、今後の課題ということと、それから、例えばこの写真のほうのツキノワグマの場合はほとんど、仮にいつ鳥獣保護地区を設けても問題ないんですが、野草類についてはそれを設けると逆に公表するようなもので、そこにトウサイというか、かえってマニアが入り込むという問題点なんかがあって、非常に悩ましいという面があります。が、本来の条例の議論は、それからそのときの委員会の基本方針の議論、そういうものも、もう少し今後、作業を進めていただく段階で反映していただけるかなというふうに思って、私もこの問題については5、6年来、条例制定からずっと関わっておりますので、そんな感想です。今後の課題として事務局にもお願い言っておきたいと思います。

○岡村会長

事務局からお願いします。

○中尾課長

ありがとうございます。植物、動植物、特に植物なんかは依光委員さんが言われたように、保護区とか推進地区、そういったエリアを条例にしていくなというようなこと、それらの地域の一つの保護するという啓発、啓蒙も非常に大事になってきますが、地域指

定で保護する面と、それがやっぱり規制を伴いますので、そういった専門的なこと、それから地域の取り組み等もこれも大変ないろいろと検討せないかんことがありますて、今ちょっと検討を始めてるところもありますが、そういったことにつきまして、またいろんな専門の方々のご意見とかご知恵、いろいろな情報とか、市町村との連携も非常にこれから地域指定となると非常に大切なものになってきますので、今、依光委員のご意見もいただきまして、また委員さんとか専門の皆さんの方々の意見も聞きながら、保護区の指定とか、今後のその動物の生態等も含めまして、いろいろ研究、検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○岡村会長

ほかにございませんでしょうか。はい、石川委員お願いします。

○石川愼吾委員

ちょっと一言補足したいと思いますけれども。

当初から地域をきちっと指定しないと、種は保全できないという議論がかなりありまして、これは少し堂々めぐりの議論もあったんですけども、とりあえず、種を指定しようということで、その時系列的には種の指定なんですけども、事務局のほうとしてもそういう問題が非常にすごくクローズアップ、そういう問題というのはその生育地、生息地の指定ですけども。それも、きちっとその辺りをケアできるような形で、手当てしようということになっています。それで、できたやつが、ほかにもっと重要な種類がいっぱいあるじゃないかと言われる方たくさんおられました。確かに私もそう思います。この指定種が何で出てきたかというのは、そういう地域の住民の人たちの理解があって、それでこれを指定したときに、この保全がきちっと実効あるものになるであろうという期待を持てるというか十分確証があるもの、そういうものから指定をして、それがいい前例となって地域を取り込んだ形でやらないと、こういうものっていうのはなかなかうまく行きませんので、その前例を見習いながら、次にどういうものを指定していこうっていう、そういう考え方です。ここの今、野生動植物の保護を専門系のほうで審議の最中ということで、これから第2指定、第3指定があるというふうに伺ってますので、そういう考え方、方向性で考えていくと。

○岡村会長

ありがとうございました。ほかに何かございませんですか。ご質問あるいはご説明いただきたいと思いますが、特にないようでしたら次に移ります。

報告事項(4)です。「温泉部会の審議について」ですが、温泉部会長の横川委員さんお願いいたします。

○横川委員

温泉部会長の横川でございます。温泉部会から報告をさせていただきます。

この会では、貴重な天然資源である温泉の保護及び温泉が適正に利用され、公共の福祉の増進に寄与するということを目的に、温泉法という法律があるんですが、温泉法の観点から温泉を掘削しようとする場所やその水路、または温泉水を汲み上げるための動力装置の性能などを審議しております。これは、いくつかは高知県情報公開条例の第6条3号4、事業活動情報に当たりますので、会は非公開というふうにされております。

お手元の資料7ですが、平成19年8月23日に平成19年度第1回温泉部会を開催しまして、土地の掘削許可申請4件及び動力の装置許可申請2件につきまして、審議を行いました。許可を適当とする旨、答申をいたしました。

温泉部会からの報告は以上でございます。

○岡村会長

はい、ありがとうございました。何かお気づきの点ございましたら、ご質問賜りたいと思います。特にございませんですか。また、国のほうにも温泉法の改定もございますので、また、その継続的審議をよろしく願いいたします。

それじゃあ、次にまいりますが、会議次第第6です。その他でございますが、事務局からご説明があればお願いいたします。ございませんか、はい、分かりました。

以上で、予定した審議は終了をいたしました。その中で大きな問題も出てまいりまして、今後ご検討をよろしく願いいたします。

ところで、この審議会は、いろんな専門知識をお持ちの方、あるいは高知県下に活動されているグループのリーダーがいらっしゃいます。最近はその中で、いくつかの方にご意見をいただきまして、何人かの方のご意見をいただきまして、ご提言等いただきたいというふうに考えておるんですけども、どなたかございませんでしょうか。全般に関して、この会に関して全般に関して、あるいはご意見があれば伺いたいと思いますけれども。

もし、ないようでしたら、事前をお願いをしております2人の方にご提言いただきたいと思いますが、お一人は松本和子委員でございます。NPOの地球温暖化防止に関する会を主催をされておまして、省エネマイスター、それから気候ネットワークについても熱心に進められているというふうに伺っております。

松本委員、よろしく願いいたします。

○松本委員

高知県地球温暖化防止活動推進センターで運営のほうに携わっている松本と申します。

先ほどの部長のごあいさつにもありましたように、地球温暖化問題というのは緊急の課題でして、盛り上がりも、すごく出来上がりつついうか、興っているところでして、私たちもやりがいがあるなというところで日々頑張っております。2006年度にNPO法人の「環

境の杜こうち」に、県から温暖化防止活動推進センターとして指定されました。2 年目になっているんですが、温暖化対策、主に民生部門とかのところで、広報啓発だとかそういうような事業を行っております。

4 つぐらいが今年の事業の柱になっていまして、1 つは環境省の事業ですが、温暖化対策の、一村一品知恵の輪づくり事業、ということで、全国で各県が温暖化防止の活動で、いい事例をたくさん集めてまして、その中でまた県の代表を選んでそれから国へ、全国大会というところで1 つ選んでいこうと。どれも素晴らしい内容だったんですけども、高知県で15 ぐらいの事例が応募してくださいまして、それで高知県の代表として、高知大学の同好会「こどもの森」が選ばれました。今度、2 月 9 日、10 日に東京で全国大会がありますので、その代表となりました。

それから、地球温暖化防止活動推進員というのが、毎年 20 名ずつぐらい県から委嘱されております。これは、各地域で温暖化防止の活動の具体的な事例なんかを紹介して、それぞれ自分たちの身近なところでできることをしていこうということで、いろんな活動を行っています。今年に関しては 6 回研修を行いまして、地球温暖化防止の現状だとか、影響だとか、それから防止の取り組みだとかいう 6 回の研修を行いました。今年は 21 名が委嘱されまして、昨年度が 20 名、今 41 名で活動しております。

それから、都道府県センターの普及啓発広報事業としまして、地球温暖化防止セミナー、それから地球温暖化フォーラム、それからコツコツ電気削減コンテストという 3 つの柱がある普及啓発活動、広報事業ということで行ってきましたが、地球温暖化防止セミナーというのは、今、申しました地球温暖化防止活動推進委員さんが、各地域で、町内会だとか、学校だとか、公民館活動で、地球温暖化についての簡単な説明だとか、こういうことが身近なことでできますよという具体的な取り組みの紹介なんかも行ってきて、今年で 27 回実施しました。各推進委員さんが自分たちの近くで、そういうことを行ってきました。それから、地球温暖化フォーラムというのが 12 月 23 日に行ったのですが、ツバルの写真を撮り続けていらっしゃる、遠藤秀一さんという方をお招きして講演会と、それからもう 1 つ、コツコツ電気削減コンテストというものの表彰式を行いました。そこで、電気削減コンテストといたしますのは、7 月から 12 月までの 5 カ月間に、昨年度から今年に同じ月の電気代が減ってる場合、その減ってるのを 2 カ月分応募していただいて、その中から削減率の高い人から順番に表彰したということです。それで 300 世帯近くが応募してくださいまして、そのうちの 104 世帯が減ってるということで報告を出していただきました。それで、その 100 世帯の 2 カ月間の取り組みを合計しますと、CO2 換算で 6.4 t が削減できたというような結果が出ています。各家庭で少しずつの取り組みが 100 世帯集まるとこういう大きな数字になってきますので、これがもっともっと広がっていけばいいなと思っています。

それから、環境省の主体間連携モデル事業というのがありまして、それで省エネ家電のほうは今年、先ほどもお話出ましたように、電気屋さんが省エネ家電を推奨していくという目的を持ちまして、省エネのプロを育てようということで、省エネマイスターという

制度をつくりまして、これが県が登録してくださいました。今年に関しては、中小の小売店の電気屋さんが 12 名マイスターさんになられました。それで、いろんな、ソーレの 1 階とか、そういうところで省エネフェアのようなことを開いて、高知県の気候を生かした省エネ診断普及フォーラムという、そこに取り入れたそういうプログラムがありまして、それを使って各家庭の電気量を、省エネ性能の悪いのからいいのに買い替えた場合、どれぐらいの削減なのだろうかというようなことが一つ一つ出てくるような、そういう省エネ診断ということを行っています。これが電気店とかメーカーさんに波及しまして、もう 1 回開いていただけないだろうかというような要望が出ておりまして、それも今、計画中です。

それから主体間ではもう一つ、省エネ住宅という事業を行いました。これは土佐の気候風土を生かしたお家の提案ということで、工務店さんの省エネ住宅アドバイザーさんという方が、今年 30 名少しですか、誕生しています。それから、環境の杜こちらの温暖化防止の支援ということで、予算を取っていただきまして、地球温暖化防止のパネルが 13 枚、できたてです。これも、いろんなところで利用していただけたらいいと思いますので、また温暖化防止推進センターのほうへおいでてください。

それから、まだほかにいろんな事業もあるんですが、もう一つは、レジ袋を有料化した、減らしたいということで、レジ袋を考える会というのを呼びかけ人のような形で、今、市民団体と、それから事業者と、考えております。

こういう活動をいろいろやっております。そしてまた、旭町 3 丁目のソーレの 3 階に地球温暖化防止活動推進センターがあります。また、皆さんも応援をくださって、私たちの活動を一緒に支えてくださったらありがたいと思います。

簡単でしたが、ありがとうございました。

○岡村会長

ありがとうございました。いろんなことに取り組んでいただいて、いい、なかなかいいですね。

どうですかね、電力会社にして請求書の下に、あなたは今年の 1 月に比べて今度は何 kw 増えましたよなんていうメッセージはできないですかね。

○松本委員

マイスターのほうでしょうか。検針票には前年度と今年のが書いてありますね。減ったか増えたかは分かるようになっていま。

○岡村会長

同じ月で。

○松本委員

はい、そうです。

○岡村会長

そういうのを大きく書いてありますと、いいですね。

○松本委員

そうですね。

○岡村会長

何かご意見はないですか。一色委員。

○一色委員

ちょっと関連をしました事項で発言させていただきたいと思います。

ここに並んでいる皆さんは、ほとんどご存知だと思いますけれども、東京商工会議所が昨年から、環境社会検定、通称エコ検というものを開始しております。実は、私の勤め先の講師でした上役が当初から、この検定の応援団体ということで登録をさせていただいておりまして、特に、入学前指導とか、あるいは大学の授業の中でも、その検定内容の一部を取り入れると、検定の対象となっている範囲で形でやるという、学生への啓発に努めております。

エコ検定の内容自身はそれほど専門的なものではないんですが、教科書として指定されているものが環境白書と、それから独自のテキストの2本立てということになっておりまして、この内容を見ますと、専門的ではないけれども、今現在問題になっている環境問題の枠組みを知ることができて、非常に総括的、包括的な、入門的なものとしては非常にいいものだというふうに思っておりますので、今後、こういうふうな取り組みを進める際に、全体の枠組みとしては基本的な知識として、どの程度のものを持っておく必要があるのかということ、この際に、ぜひ今のところを参考にさせていただきたいと思います。

それからエコ検定は、現在7月、12月と年2回開催をされておりますけれども、各地の商工会議所がお世話をする形で、その地域に試験場を開設するということで進めておりますけれども、実は四国では現在、試験場を開設しておりますのが、新居浜市、高松市、徳島市の3市でございまして、実は高知市ではまだ試験地の設定をしておりません。実は、私的に高知商工会議所が来年度から高知で試験場を開設できるように、少し準備をしかけていると、こんな意向があるということは伺っておりますので、私のほうでもそういった協力をさせていただきたいとは思っておりますけれども、もし、実際に高知で試験が実施できるということになりましたら、ぜひ関係する方にこの受験をしていただけたらというふうに思います。

以上です。

○岡村会長

はい、続いてのメッセージありがとうございました。そういう何か、メッセージありましたらもう一人。ちょっと書いたものでも事務局に預けていただくと、この席でまた、そういうことも考えたほうがいいなというふうに思いました。

もうひと方にご意見いただきたいと思うんですけど、この方、いの町の環境課長の伊藤さんです。まちの省エネビジョンの策定に関わっておられまして、その実施についてご努力をされております。その関係のご発言だと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員

いの町の伊藤でございます。行政の取り組みとしまして、先ほど部長さんのほうからあいさつのありました、地球温暖化に取り組むということで遅ればせながらですけども、平成19年度から取り組んでおります。それで、行政が率先して取り組んでいくということで、19年度から取り組んでおりますけれども、やはり町民の方から事業所の方にも取り組んでいただかないと、なかなか目標達成は無理だということで、本年度に、いの町地域省エネルギービジョンというのを策定する、策定の途中でございます。というのは、来年度から町民を啓発する、それから企業にも取り組んでいただくということで、いの町全体で取り組んでいこうという、今、計画を立てているところでございます。行政の取り組みの方向性というお答えをさせていただきます。

○岡村会長

はい、ありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

3人の方からご意見いただきまして、どうも本当ありがとうございました。

最後のほうはご意見ということだったんですけど、議事に関しましてはすべて終了いたします。皆さま、長時間にわたって熱心にご意見をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして平成19年度の。

ごめんなさい、どうぞ。手を挙げておられたのを分かりませんで。

○依光委員

すみません、もうあんまり先がないもので。

私は、日ごろ感じている、自然環境に限定なんですけど、今、自然環境に関わっては、それぞれの部局範囲で取り組みがなされてます。今日も鳥獣対策でイノシシ、シカとか、自然共生課のほうの希少種など。

今、高知の自然環境を考えた場合に、一番中心は森、川、海です。ところがこの森、川、海が総合的に壊れてる、このことが最大の自然環境問題になっていると思います。源流部

から中流部、更に下流部それから海に、それ全部見ても、いい方向にちっとも行っていないですね。特にこの10年ぐらいで、激悪というか本当に悪くなりました。何でなのかなと、いろいろ私も今、書いてるところなんです。

それからこういった、先月に、どう守る危機に立つ三嶺の森、つまり自然林、原生林というのは、盤石な森、全く少々のことであってもすぐ自然の復元力で再生する森、そう思っていました。ところが今は、その森さえ復元力が全くないどころか悪くなっている。元の川、豊かな緑のダムであったし、それから希少種もいるし、それから新土壌崩壊とか、そんなものも一切ない、ほとんどない、それが自然林、原生林だったわけです。ところが今はこの、どう守る危機に立つ三嶺の森、これ先月シンポジウムやった、そんな状況なんです。

それから、共生課のほうで防災林とかしていただいて、人工林を上から撮った写真がある。これには私、非常に衝撃を受けました。本当にあちこちで傷だらけですね、それで崩れています。ですから、それからすべて川に入っていきます。川というのは一本あって、その流域が大きな山々があるんです、ですので、ちょっとした崩れでもその川にすべてが矛盾というか、破壊されたものが全部入ってきます。それがぬかるんで溜められた石でまた再生されて、長期間でなかなか取れないということはお存じだと思いますが、それだけじゃないんです。で、シカも関わってきましたし、これはどうやらこの10年来、温暖化の影響を、非常に深く影響を受けて自然が恐慌化する。それに対して人間がそれをどうしようもないというか、一定の森林政策のほうではゾーニングして、環境でとかも、それなりの対応です。けども、それで多分防ぎきれないかというと、現実はそのまんじやないです。

ですので、今の自然環境を本当に、高知でも自然環境を守ろうとするならば、源流部から上に至る総合対策をやらない限り、これは、まさに言われてる森、川、海の視点から見ていけない限り、解決の道というのは非常に困難です。それもじゃあ、県民、高知県で必死に取り組んでできるかというたら、それも非常に難しい。この前、このシンポジウムやるに当たって、神奈川県からも来てもらいました。神奈川県は、高知県の森林環境税みたいなもので、大体38億円のお金が集まります。高知県は1億数千。そんなレベルですから、さらに守るべき山とか川とかそんなものは、高知県のほうが10倍くらいあります。神奈川県は森林は非常に少ない。ですので、シカ対策にしても、この5年間、今後5年間で8億円投じます。そんな森林対策については何十億円ですので、それはそちらでは守れるんです。

ですので、地方分権体制の中では、あっちのほうはいい、でも高知県みたいに人口が少なくて貧しい県ではそれが守れない、これが非常におかしなことなんです。ですので、こういった国の、あるいは高知県の宝である森、川、海を直していく場合に、一体どうせないかんろうか、という視点というのはあると思います。ですから、場合によっては県挙げての運動になるかもしれません。われわれは今のところ、物部川の21世紀森と水の会とか、三嶺の森を守るみんなの会をつくって、NPO、住民の段階で非常に運動を展開をしてい

ます。が、それは限界があるので、県としてのこの総合的な対策を積極的にやるというような方向で、これから自然環境対策というのに取り組んでいただきたいということが願いです。

○岡村会長

ご意見ありがとうございました。環境部長さんお願いします。

○長瀬部長

最後に、先生のほうから行政に対する要望といいますか、今後の取り組みについて、今後どうやって行くんだとお話がありました。お話がありましたのは自然環境に関するということというのは、行政課題をある意味で端的に表すような、本当に集約されたものなんです。それぞれが汗をかき一生懸命頑張っている、なかなかできないところもあります。その中で、どういったことができるかということ、われわれなりに考えてやってきております。ただ、これだけ環境等に比例してきますと、今までの、従来の手法の中でやっても限界があるだろうということで、部局で分かれている問題でありますとか、それから先ほどにもお話がありました、県下最大の組織である県の取り組みが問われている、まさにそういう時期だというふうに思っております。

そういう面で、私のほうは今回、県民会議というお話をしましたが、先ほども松本委員のお話もありましたように、地域での温暖化防止の活動によりできることが、幾つか見えてきましたので、それを今度は全体的に県民運動として盛り上げようという形にしております。ただ、それだけで十分なことができるかということになりますと、そうはいきません。行政の組織の課題の中で、対応できることはしていこうと思っております。最後は知事ともお話をした中で、環境という問題については、全庁を通じた横ぐしの課題だという整理がされました。要は、各部局の取り組みそのものが、県全体の中でそれぞれ単独で成り立つものではないということが色濃く出たように私は思います。そういう意味で、皆様のご議論なりご意見をいただきながら、今まで皆さんがこうやってご意見をいただいて、ここまでの部分が、全体として先が見えてきたような感じもしております。これからはまさに正念場、われわれの努力、県民の一人一人の取り組みが重要であり、自然環境の悪化という現状を考えた場合、もはや猶予がないという思いを持っております。

私からのお願いでございますけれども、行政としてできることはもちろん率先していきます。ただ、それではもう限界があることは明らかでございますので、それを住民運動なり地域全体でどうやっていくかというところが、まさに模索の状態であります。一部の思いのある方だけでやっていくということでも、これも限界があります。その辺りを全体に普及して、みんなでやっていくような雰囲気づくり、環境づくりというのが、まさに行政に問われていると思います。ここにおいで委員の先生方、それから部会での議論というところで、全体がまとまるようなことを、念頭においてご指導いただいておりますが、

この審議会があつて、その中の意見でこういうふうにものを動かすということ、要は、そういう着火点といいますか、エンジンにぜひなっていたきたいと思います。そういう意味では、それぞれの部会、それぞれの行政との間でも連携が必要でございますので、皆さま方のご議論を通じて、ぜひ前に進めるような形で段取っていきたいと思いますので、どうぞご指導、それからご示唆のほうを重ねてお願いします。先生方のご意見は、われわれとして真摯に受け止めて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○岡村会長

皆さん、委員の方のご意見に対する、部長の返答でございました、
それではこれもちまして、平成 19 年度の高知県環境審議会を閉会したいと思います。
どうもありがとうございました。